

ご存じですか？ ひとり親家庭の福祉制度

市では、国や都と協力して次のような事業を実施しています。

【問合せ】子育て支援課子育て支援係 ☎ 551・1737

①児童扶養手当

【支給対象】18歳に達した日の属する年度の末日まで（身体障害者手帳1級～3級程度・愛の手帳1度～3度程度の障害がある場合は20歳未満）の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方

◇父母が離婚した児童◇父または母が死亡または生死不明である児童◇父または母が重度の障害を有する児童◇父または母が1年以上拘禁されている児童◇父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童◇父または母が保護命令を受けた児童◇婚姻によらないで生まれた児童（認知した父の扶養がある場合を除く）

【手当額】申請の日の翌月分から

〈児童1人目〉全部支給：月額41,430円、一部支給：月額41,420円～9,780円（所得に応じた額）

〈児童2人目〉月額5,000円加算

〈児童3人目〉以降1人につき月額3,000円加算

※所得制限があります（児童の父または母から受ける養育費の8割も所得に算入されます）。

②児童育成手当（育成手当）

【支給対象】18歳に達した日の属する年度の末日までの児童で、①の児童扶養手当と同様な状態にある児童を扶養している方

【手当額】申請の日の翌月分から児童1人月額13,500円※所得制限があります。

〇ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達した日の属する年度の末日まで（障害がある場合は20歳未満）の児童を監護するひ

とり親家庭及びひとり親家庭に準ずる家庭に対して、保険診療の本人負担分を助成します（前年度住民税課税世帯は一部負担あり）。

【対象】◇ひとり親家庭の父または母◇両親がいない児童を養育する者◇父または母が規則で定める程度の障害の状態にある児童◇ひとり親家庭の児童または養育者に養育されている児童
※所得制限があります（児童の父または母から受ける養育費の8割も所得に算入されます）。

〇ひとり親家庭ホームヘルプサービス

中学生以下の児童のいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当するため、日常生活に支障をきたしている家庭にホームヘルパーを派遣します。

【対象】◇ひとり親家庭となってから2年以内の場合◇小学校低学年以下の児童がいる場合◇親または児童が一時的な傷病の場合◇親族等の冠婚葬祭に親が出席する場合◇日常の家事および育児を行っている同居の祖父母等が一時的な傷病の場合◇技能習得のための通学・就職活動・出張・学校の公式行事への参加等の場合

【派遣回数】月12回まで

【派遣時間】午前7時～午後10時の間で1日2時間以上8時間まで

【援助内容】◇育児◇食事の世話◇住居の掃除・整理整頓◇被服の洗濯

※所得に応じて費用負担があります。

〇東京都母子・女性福祉資金

都内に6か月以上住み、20歳未満の児童を扶養している母子家庭の生活の安定とその児童の福祉向上を図るため、13種類の資金を無利子または低利子でお貸しします。また、一定の条件を満たす単身の女性の方にも同様の資金をお貸しします。

【資金の種類】事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、

住宅資金、転宅資金、医療介護資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金等

〇母子家庭自立支援教育訓練給付金

【支給対象】母子家庭の母で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方
◇児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方◇雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない方◇当該講座の受講が、就職につくために必要であり、過去に訓練給付金を受給していない方

【支給対象講座】雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座等

【支給額】修了した対象講座の受講料の20%相当額（上限10万円、ただし4千円以下は対象外）

〇母子家庭高等技能訓練促進費

【支給対象】母子家庭の母で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方
◇児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方◇修業年限が2年以上の養成機関において、すでに一定の過程を修業し、資格の取得が見込まれる方◇就業または育児と修業の両立が困難な状況であると認められる方

【支給対象資格】看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師等

【支給額・支給期間】修業中の一定期間について、月額100,000円を支給（課税世帯の方は月額70,500円を支給）します。

〇ひとり親家庭相談

ひとり親家庭の方を対象に経済上の問題や児童の養育・就学の問題、就労の問題、そのほか生活上の悩みごとなどの相談に応じます。母子自立支援員が面接等を行いますので、ご相談ください。

児童扶養手当振込みのお知らせ



児童扶養手当を12月10日ごろに振り込みます。

【問合せ】子育て支援課子育て支援係 ☎ 551・1737

助産師と話をしよう（申込み不要）

地域の助産師による無料の相談会です。お一人でもお子さん連れでも、どうぞお気軽にお越しください。時間内は出入り自由です。

【助産師からのちょっとした話】もあります。12月のテーマは「更年期について」です。

【日時】12月21日(金)午前10時～正午

【場所】子ども家庭支援センター（子ども応援館1階）

【対象】妊産婦、子育て中の母子（0歳児から可）、祖父母等

【主催】西多摩助産師会

【問合せ】森田助産院 ☎ 551・0323

養育家庭（ほっとファミリー）募集
さまざまな事情から親元

【参加条件】チケット購入者で同伴者が必要です。

【募集期間】12月9日(日)～3月20日(祝)

【申込み】電話・FAXまたは直接市民会館へお申し込みください。

その際に、参加者名・学年・身長・保護者名・住所・電話番号をご連絡ください。

※ヴァイオリンは用意します。

【問合せ】市民会館 ☎ 552・1711、FAX 530・2511
（※チケット取扱い時間午前9時～午後5時15分）



市民会館催し物 インフォメーション

◇みんなで弾こうヴァイオリンワークショップ&ミニコンサート

【日時】3月30日(土)
〈ワークショップ〉午前11時～正午
〈コンサート〉午後1時30分開場、2時開演

【場所】市民会館小ホール（つづじホール）

【出演】久保田巧ほか

【料金】大人1,500円、子ども（中学生以下）500円

【チケット発売日】12月9日(日)

★ワークショップ参加者募集★

【対象】小学生20人（経験不問）

で暮らすことのできない子どもたちを、ご家庭に迎えて養育していただける方を募集しています。

子どもの養育にあたっては、児童相談所の養育相談や研修のほか、養育費の支給など経済的なサポートがあります。

家庭を必要としている子どもたちのために、ぜひ、養育家庭（ほっとファミリー）になってください。

【問合せ】子ども家庭支援センター ☎ 539・2555、立川児童相談所 ☎ 523・1321

食育研究事業報告会

今年度の福生市における食育研究事業の報告と講師による講演を行います。

【日時】2月16日(土)午後1時30分開場、2時開演



市で行われたイベント・行事の様子をブログ形式でお届けしています。詳しくは市ホームページ内「広報取材レポート」で。